

開成町地域公共交通会議の設置について

1 はじめに

交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）では、地方公共団体の責務として「交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めています。

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、「開成町地域公共交通会議」を設置します。

2 開成町地域公共交通会議の法的性格

地域公共交通に関する協議の場には、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく「地域公共交通会議」と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 55 号）に基づく「法定協議会」の 2 つがあります。

開成町地域公共交通会議は、これら 2 つの協議の場の機能を併せ持つ組織として設置することとします。

3 開成町地域公共交通会議の設置形態

開成町地域公共交通会議は、要綱に基づく町の会議体として設置します。

※ 設立時においては、要綱に基づく町の会議体として設置しますが、今後、規約等に基づき財務会計処理を行うことができる任意団体への移行を検討します。

※ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として設置している市町村もありますが、地域公共交通確保維持改善事業補助金（国庫補助金）を活用する場合に、法定協議会に直接交付されることが想定されるため、予算執行権を有しない附属機関ではなく、規約等に基づき財務会計処理を行うことができる任意団体への移行を検討するものです。

4 開成町地域公共交通会議における協議事項

開成町地域公共交通会議では、次に掲げる事項を協議することとします。

- (1) 開成町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- (3) 町が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (7) その他地域公共交通会議の目的を達成するために必要な事項

※ 道路運送法第 9 条第 4 項に規定する協議会（いわゆる運賃協議会）については、運賃協議部会として要綱に位置付ける予定です。

5 開成町地域公共交通会議の構成員

開成町地域公共交通会議の構成員は、次のとおり（15 人）とします。

根拠法令		団体・所属
道路運送法施行規則 (第 4 条の 2)	地域公共交通の活性化及び再生 に関する法律 (第 6 条)	
地域公共交通会議の主宰者 (第 1 項第 1 号)	地方公共団体(第 2 項第 1 号)	開成町・副町長
		開成町・企画政策課長
		開成町・福祉介護課長
一般旅客自動車運送事業者及び その組織する団体 (第 1 項第 2 号)	町が必要と認める者 (第 2 項第 4 号)	神奈川県タクシー協会小田原支部
	関係する公共交通事業者等 (第 2 項第 2 号)	箱根登山バス株式会社 (運輸部)
—		小田急電鉄株式会社 (交通企画部)
住民又は旅客(第 1 項第 3 号)	地域公共交通の利用者 (第 2 項第 4 号)	開成町自治会長連絡協議会
地方運輸局長(第 1 項第 4 号)	町が必要と認める者 (第 2 項第 4 号)	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 (輸送担当)
		国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 (総務企画担当)
一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が組織 する団体(第 1 項第 5 号)	町が必要と認める者 (第 2 項第 4 号)	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
道路管理者(第 2 項第 1 号イ)	道路管理者(第 2 項第 2 号)	神奈川県県西土木事務所 (道路維持課)
		開成町・都市整備課長
都道府県警察 (第 2 項第 1 号ロ)	町が必要と認める者 (第 2 項第 4 号)	松田警察署 (交通課)
学識経験者(第 2 項第 2 号)	学識経験者(第 2 項第 4 号)	(学識経験者)
地域公共交通会議の運営上必要 と認められる者(第 2 項第 2 号)	町が必要と認める者 (第 2 項第 4 号)	神奈川県 (県土整備局都市部交通政策課)